

○分収育林契約に係る模範契約例及び 育林費負担額等の算定基準について

(昭和59年2月25日 58林野造第265号)

(林野庁指導部長より都道府県林務担当部長あて)

分収育林契約制度については、「森林法及び分収造林特別措置法の一部を完成する法律の施行について」(昭和58年10月1日付け58林野造第255号農林水産事務次官通知)及び「分収育林契約制度の運用について」(昭和58年11月1日付け58林野造第260号林野庁長官通達)により通知されたところであるが、このたび分収育林契約に係る模範契約例及び育林費負担額等の算定基準を別添1及び別添2のとおり定めたので、下記の点について留意の上、業務の参考にされたい。

記

第1 模範契約例について

- 1 この模範契約例は、次のような形態の分収育林契約について定めたものである。
 - ① 育林地所有者が、その所有する人工林について、森林整備法人の媒介により不特定多数の者から育林費負担者を募集し、森林整備法人を育林者として締結する第三者契約であること。
 - ② 森林整備法人が、契約の管理を行うとともに、契約に係る育林の全部を行う義務を有すること。
- したがって、これらの前提条件が異なる場合その他一概にこの模範契約例のとおり契約し難い場合には、その実態に即し、法律の本旨を踏まえつつ、模範契約例に準じ、適切な運用を図るよう配慮するものとする。

2 樹木の共有持分についての第三者に対する対抗要件として、明認方法、立木登記のいずれかを採用するかについては、地域の取引慣行、土地所有者の意向、費用負担者の範囲等を考慮して個別に判断するものとする(契約例第4条)。

なお、明認方法の具体的実施方法については、次の点を参考として適正に行っていくよう指導するものとする。

- (1) 明認方法としての施設は、耐久性のある素材による立札(看板)又はコンクリート基に銅板をはめ込む方式等とする。
- (2) (1)の施設には、次の事項を表示する。
 - ア 分収育林契約に基づく共有樹木である旨
 - イ 契約対象樹木の範囲を示す位置図
 - ウ 契約対象樹木の所有権者の氏名及びその持分割合
- (3) 契約対象樹木について、その範囲を明示するため、境界線に沿って生立する林縁

木にペンキをもって帯状に着色する。

(4) 明認方法としての施設は、契約対象樹木が生立する土地の境界付近であって林道端等現地において視認しやすい地点に1基を標準として、現地の地形等実情に合う基数を設置する。

3 森林施業計画については、本契約例では、乙（育林者）を作成者とする森林法第11条第2項の森林施業計画（いわゆる個人単独森林施業計画）の場合を規定しているが（契約例第18条）、乙（育林者）に代えて甲（育林地所有者）を作成者とすることも可能である。

第2 育林費負担額等の算定基準について

育林費負担額等は、別添2の算定基準によって算出した額を参考としつつ、当該森林の自然的・社会的諸条件、過去の分収林契約における育林費負担額、分割合の実態等を総合的に勘案しつつ現地の実態に即して適正に決定するように指導するものとする。

なお、別添2に示すもののほか、特定分収契約促進特別事業実施要領（昭和51年8月16日付け51林野造第161号林野庁長官通達）に定める方式を採用しても差し支えない。

別添1

分収育林契約（三者契約）模範契約例

育林地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）、育林者〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び育林費負担者〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、育成途上の樹木を対象として共同で育林を行い、育林による収益を分収することを目的として次の条項により契約を締結したので、その証として本証書3通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和 年 月 日

（甲）育林地所有者 住 所
　　氏名又は名称 ㊞
（乙）育 林 者 住 所
　　氏名又は名称 ㊞
（丙）育林費負担者 住 所
　　氏名又は名称 ㊞

条 項

（信義誠実の尊重）

第1条 甲、乙及び丙（以下「各契約当事者」という。）は、信義にのっとって相互に協力し、かつ、誠実にこの契約の履行に当たるものとする。

（契約の対象とする樹木等）

第2条 この契約の対象とする樹木（以下「契約対象樹木」という。）及び土地は、別紙1

に表示する樹木及び土地とする。

(契約の存続期間)

第3条 この契約の存続期間は、契約締結の日から昭和〇年〇月〇日までとする。

2 この契約の定めるところにより契約対象樹木の全部につき収益の分収が完了したときは、前項の規定にかかわらず、この契約は終了するものとする。

(契約対象樹木の共有及び明認方法)

第4条 契約対象樹木は、甲、乙並びに丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の共有とし、その持分の割合は次のとおりとする。

(1) 甲 ○○分の〇〇

(2) 乙 ○○分の〇〇

(3) 丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者 ○○分の〇〇

2 前項第3号の丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の持分を〇〇口に分かち、丙はこのうち〇〇口分として〇〇分の〇〇の持分を有する。

3 乙は、前項の共有者の権利を公示するため、契約対象樹木につき別紙2のとおり明認方法を施すものとする。

4 乙は、前項の明認方法としての施設を、この契約締結の日から60日以内に設置するとともに、その設置後30日以内にその設置の位置を示した図面に設置後の明認方法の施設の写真を添付して、甲及び丙に送付するものとする。

(注) 立木登記を採用する場合は、次のとおりとする。

(契約対象樹木の共有及び立木共有登記)

第4条 契約対象樹木は、甲、乙並びに丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の共有とし、その持分の割合は、次のとおりとする。

(1) 甲 ○○分の〇〇

(2) 乙 ○○分の〇〇

(3) 丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者 ○○分の〇〇

2 前項第3号の丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の持分を〇〇口に分かち、丙はこのうち〇〇口分として〇〇分の〇〇の持分を有する。

3 乙は、「立木ニ関スル法律」(明治42年法律第22号)に基づき、この契約の締結の日から30日以内に前項の契約対象樹木の共有持分につき所有権保存登記を行うものとする。

4 乙は、契約対象樹木の持分の所有権が移転した場合には、その当事者から委任を受けて、所有権移転登記を行うものとする。

5 乙は、登記事項に変更の必要が生じたときは、登記義務者から委任を受けて、変更登記を行うものとする。

6 乙は、契約対象樹木の全部につき伐採が完了したときその他この契約の定めにより前3項の登記の存続の必要がなくなったときは、当該登記の抹消登記を行うものとする。

7 甲及び丙は、第3項から前項までの登記手続に協力するものとし、登記手続に必要な

書類（印鑑証明、委任状等）を乙に対し提出しなければならない。

8 乙は、第3項から第5項までの登記をした場合においては、遅滞なく登記済権利証書の写しを甲及び丙に送付するものとする。

（共有物の分割請求の禁止）

第5条 各契約当事者は、契約対象樹木について持分の分割を請求することができない。

（地上権の設定及び登記）

第6条 契約対象樹木が生立する森林の土地について、甲は、育林を目的とする地上権を乙のために設定し、乙は、当該地上権の設定登記の手続を行うものとする。

2 契約対象樹木の全部につき、収益の分収が完了したときその他この契約に定めるところにより地上権の存続の必要がなくなったときは、乙は、地上権の抹消登記の手続を行い、その土地を原状に復すことなく甲に返還するものとする。

（育林者の義務）

第7条 乙は、この契約において別に定めるもののほか、次の義務を負う。

(1) 別紙3に定める保育計画に従って、契約対象樹木の保育（間伐を含む。以下同じ。）及びこれに必要な作業路の開設等を行うこと。

(2) 契約対象樹木の管理のため、次に掲げる事項を行うこと。

ア 火災の予防及び消防

イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

ウ 病虫獣害の防除

エ 森林の境界標その他の標識及び第4条の明認方法の保全

オ その他アからエまでに附帯する行為

(3) 別紙3に定める保育計画に従って、契約対象樹木を伐採し、又は立木のまま販売を行うこと。

(4) 契約対象樹木及びこの契約に係る地上権に関し、第三者に対して損害賠償金、損失補償金、保険金等を請求する場合の当該請求に係る行為を行うこと。

（費用の負担区分）

第8条 甲は、この契約の対象とする土地に対する公租公課を負担するものとする。

2 乙は、前条第2号に規定する契約対象樹木の管理に要する費用を負担するものとする。

3 丙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 前条第1号に規定する契約対象樹木の保育及びこれに必要な作業路の開設等に要する費用

(2) 森林の境界標その他の標識及び第4条の明認方法としての施設の設置、保険料、通信連絡等に要する費用

（費用等の支払い）

第9条 乙は、契約対象樹木の持分の取得の対価として金〇〇万円を甲に支払うものとする。

- 2 丙は、契約対象樹木の持分の取得の対価として、丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の負担する当該対価の合計額〇〇万円のうち〇〇万円（1口当たり〇〇万円の〇口分）を甲に、また、前条第3項の規定に基づき負担すべき額の見積額として、丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者の負担する当該見積額の合計額〇〇万円のうち〇〇万円（1口当たり〇〇万円の〇口分）を乙に、それぞれ支払うものとする。
- 3 前2項に規定する見積額又は対価の支払いは、この契約締結の日から14日以内に行うものとする。

（費用の経理等）

第10条 乙は、前条の規定に基づき丙から受領した金額を金融機関に預貯金等をして、適正に管理しなければならない。

- 2 この分収育林契約に係る事業については、他の事業及び他の分収育林契約に係る事業と区分して経理しなければならない。

（保育の状況及び会計の報告等）

第11条 乙は、契約対象樹木につき保育を実行したときは、当該年度終了後1ヶ月以内にその状況を甲及び丙に報告するものとする。

- 2 乙は、前条の丙から受領した金額に異動を生じたときは、当該年度終了後1ヶ月以内にその状況を丙に報告するものとする。
- 3 甲及び丙は、いつでも、乙に通知の上当該森林に立ち入って保育の状況を調査することができる。
- 4 甲及び丙は、乙に対してこの契約に係る会計報告（乙において決算済みの年度のものに限る。）を請求することができる。

（契約対象樹木の販売方法）

第12条 契約対象樹木の販売方法は、競売又は入札によるものとする。

（収益分収の割合）

第13条 契約対象樹木による収益は、第4条第1項及び第2項に規定する持分の割合によってこれを分収する。

（収益分収の方法）

第14条 収益分収の際、各契約当事者は、契約対象樹木の販売代金から次の各号に掲げる費用を控除した残額について、前条の収益分収の割合に応じて分収するものとする。

- (1) 契約対象樹木の伐採及び搬出（当該樹木が間伐木である場合を除く。）並びに販売に要した費用
- (2) 第7条第4号の損害賠償金等の請求に要した費用
- 2 間伐又は主伐に係る収益分収の際には、乙は、当該作業の開始から当該樹木の販売終了までの収支を一括した収支計算書を作成し、販売終了後1ヶ月以内に甲及び丙に報告するものとする。
- 3 次の各号に掲げる費用が生じたことにより、第8条第3項の費用が第9条第2項の見

積額の合計額に対して掛増しとなった場合には、その掛増しの額を乙が建て替えるとともに、主伐に係る収益分収の際に当該掛け増しの額（第9条第2項の見積額の合計額の20%未満の掛け増しの範囲に限る。）を丙及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者に負担させるものとして、精算するものとする。

- (1) 火災等の災害が発生し緊急に措置する必要が生じた場合の対応に要した費用
- (2) 病害虫、折損、倒伏等の被害が生じた場合の防除又は復旧に要した費用
- (3) その他労賃若しくは物価の上昇又は必要作業量の増大により第8条第3項の費用の掛け増しが生じた場合の当該掛け増し費用
- 4 前項各号の費用の額は、その立替額とこれに乙が立て替えた日以降、毎年の市中銀行普通預金の利率を乗じて得た額（以下「銀行預金利息」という。）との合計額とする。
- 5 この契約の終了時において第10条の丙から受領した金額に残額が生じた場合には、丙に返還するものとし、最後の収益分収の精算をするものとする。

（損害賠償金等についての処置）

第15条 契約対象樹木及びこの契約に係る地上権に關し、第三者から受けた損害賠償金、損失補償金又は保険金等は、第13条の収益分収の割合によって分収する。

（受益者負担金の分担）

第16条 契約対象の土地に対して林道その他の公共施設の設置に伴う受益者負担金が課せられる場合、次の区分によって各契約当事者がその金額を負担するものとし、その納付事務は、乙が行うものとする。

- (1) 当該負担金のうち土地に関するものは甲が負担する。
- (2) 当該負担金のうち樹木に関するものは各契約当事者が第13条の収益分収の割合によって負担し、主伐に係る収益分収の際に精算する。

（少額の場合の途中分収）

第17条 第13条（主伐以外の伐採によるものに限る。）及び第15条の規定により収益を分収すべき場合であって、その分収により丙が受領することとなる1口当たりの分収額が○千円未満であるときは、乙は、分収すべき金額を保管し、次回以降の1口当たりの分収額との累計が○千円を超えた時に当該金額及びこれに係る支払時までの銀行預金利息相当額を丙に支払うものとする。

- 2 前項の規定により分収すべき額を保管するときは、乙は、その旨を丙に通知するものとする。

（森林施業計画の作成）

第18条 乙は別紙3に定める保育計画を基礎として、森林法第11条第2項の森林施業計画を作成し、○○県知事の認定を求めるものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の森林施業計画及びその計画期間満了後引き続き作成される森林施業計画については、これに同意する。

（注）数人が共同して作成するいわゆる団地共同森林施業計画を採用する場合の規定は、

次によるものとする。

(森林施業計画の作成)

第18条 各契約当事者及び契約対象樹木に係る他の育林費負担者は、共同して別紙3に定める保育計画を基礎とし、契約対象森林を森林法第18条第1項第2号に掲げる森林として、同項の森林施業計画を作成し、〇〇県知事の認定を求めるものとする。

2 甲及び丙は、前項の森林施業計画及びその計画期間満了後引き続き作成される森林施業計画の作成、それらの認定の請求並びに認定書の受領の事務については、これを乙に委任する。

(木材以外の林産物等の採取及び帰属)

第19条 各契約当事者は、契約対象樹木が生立する森林の次に掲げる林産物を無償で採取することができる。この場合において、甲又は丙がこれを採取するときは事前に乙に通知するものとする。ただし、第3号の伐採木の採取については乙の承諾を要するものとする。

- (1) 下草、落葉、落枝及び保育のため切除した枝条
- (2) 山菜、木の実及びきのこ類
- (3) 保育のため伐採した樹木（収益を伴うこととなるものを除く。）

2 この契約が終了したときにおける伐根等は、甲に帰属する。

(保険への加入)

第20条 乙は、契約対象樹木について、乙を被保険者の代表として、共有者全員のために、第3条の契約存続期間（契約対象樹木の滅失等により損害をてん補する必要のない期間を除く。）を保険期間とする〇〇保険※に加入するものとする。ただし、当該保険契約は、期間を区分して締結することができる。

2 甲及び丙は、前項の保険への加入、損害発生の通知並びに保険金等の支払いの請求及び受領の事務については、これを乙に委任するものとする。

（注：※には森林国営保険、森林災害共済、長期育林共済等と具体的に規定すること。）

(持分の処分等)

第21条 甲及び丙は、乙の同意を得なければ、契約対象樹木に係る持分若しくは契約対象地を譲渡し、又はこれに担保権を設定し、その他この契約上の権利義務を処分することはできない。

2 前項の場合において、丙はその持分を1口未満に分割して処分することはできない。

(持分の処分があった場合の処置)

第22条 前条第1項の規定により譲渡があったときは、その譲渡人が譲受人の氏名、住所及び持分（口数）を、甲又は丙が死亡しこの契約上の権利義務（樹木の持分を含む。）につき相続がなされたときは、その相続人が、その氏名、住所及び持分（口数）を、それぞれ書面をもって乙に通知するものとする。

2 前項の相続の場合において数人が相続人（以下「共同相続人」という。）となった場合

には、共同相続人は、この契約に関する権利の行使又は義務の履行に関し代表者1人を選任し、他の相続人の委任状を添えて、前項の規定による通知をするものとする。

- 3 前2項の通知があったときは、本契約書の名義及び当該契約当事者の持分の名義の変更があったものとみなす。この場合、乙は、その旨を当該承継人（前項の場合にあってはその代表者）に通知するものとし、承継人からその費用負担において明認方法を施すよう申出があったときは明認方法を施すものとする。

（住所等の変更の通知）

第23条 甲及び丙は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なくこれを乙に通知するものとする。

- 2 乙は、その名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく甲及び丙にこれを通知するものとする。

（共有者名簿）

第24条 乙は、各契約当事者及び他の育林費負担者の氏名又は名称、住所及び持分の割合を記載した名簿（以下「共有者名簿」という。）を作成し、保管する。

- 2 乙は、前2条の通知があったときは、遅滞なく共有者名簿の記載事項を変更しなければならない。

- 3 乙は、甲又は丙に対して通知、送金、報告又は協議をする場合には、共有者名簿（前2条の規定により変更通知があったときは当該変更後の名簿）の記載に従えばよいものとし、この名簿の記載に従い通知、送金、報告又は協議したことにより甲又は丙に生じる不利益につきその責任を負わない。

（やむを得ない理由による契約の解除）

第25条 次の各号に掲げる場合においては、乙は、甲並びに丙及び他の育林費負担者とあらかじめ書面により協議した上で、契約対象樹木の全部又は一部について契約を解除することができる。

- (1) 契約対象樹木が生立する森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
(2) 災害その他の原因により契約対象樹木の全部又は一部が滅失したとき
(3) その他この契約の目的を達成することができないと認められるとき

（前条による契約の解除の効果）

第26条 前条の規定により契約の全部又は一部が解除された場合は、当該解除に係る契約対象樹木を伐採し、又は立木のまま販売し、第13条の収益分取の割合により収益を分取する。

- 2 前項の場合において、乙は、第10条の丙から受領した金額から解除時点までに使用した費用を控除した残額に相当する金額を丙に返還する。

（債務不履行による契約の解除）

第27条 乙が第7条各号に定める義務を履行しない場合（天災等不可抗力による場合を除

く。)において、他の契約当事者は、6ヶ月を下らない期間をもって履行の催告をし、当該期間内に乙がその履行をしないときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項により契約の解除があった場合、乙は、当該契約当事者に対して、その持分に対する適正な対価及び前条第2項の金額（催告の日からこの項の規定による支払の日までの銀行預金利息を含む。）の合計額を支払わなければならない。
- 3 前項の合計額を乙が他の契約当事者に支払ったときは、乙は契約対象樹木につき当該契約当事者が有する持分を取得する。

(意見の申出)

第28条 甲及び丙は、乙に対して、この契約の履行に関し、理由を付した文書をもって意見を申し出ることができる。

- 2 乙は、前項の規定による意見の申出があったときは、これを誠実に処理し、その結果を申出人に通知するものとする。

(管轄裁判所)

第29条 この契約に関して各契約当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は、○
○地方裁判所〔○○簡易裁判所〕とする。

(その他の事項)

第30条 この契約に定めのない事項又は契約の更新に係る事項については、乙は、他の契約当事者と協議して定めることができる。

別紙1 (第2条関係)

契約対象樹木及び土地

所在地 ○○県○○郡○○村大字○○字○○××番地
(○○森林計画区○○林班○小班)

現況

地番(林小班)	面積		樹種	樹齡	本数	材積
	公簿面積	実測面積				
()	ha	ha		年	本	m ³
()						
()						
()						
計						

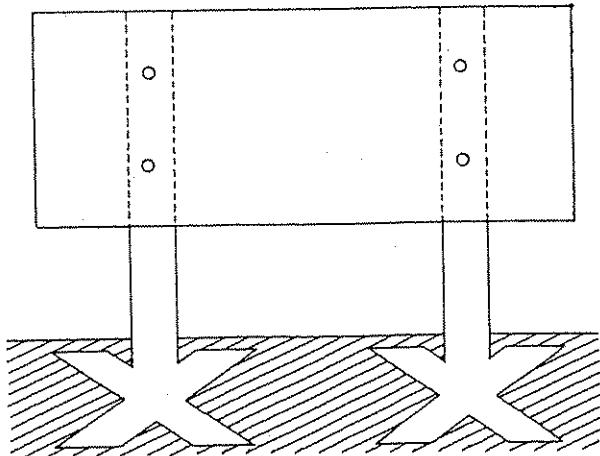
注：1 昭和〇年〇月現在

2 位置図及び土地実測図は別添のとおり。

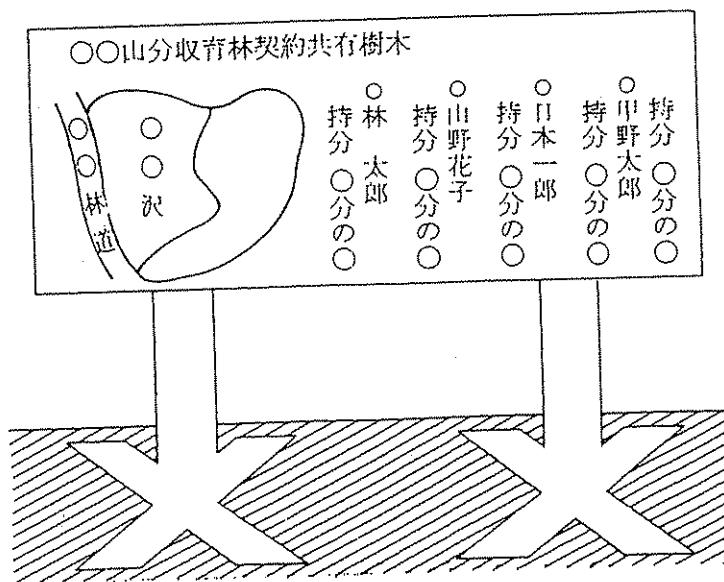
別紙2（第4条関係）

明 認 方 法

- 1 明認方法としての施設は、耐久性のある素材による看板（図1）とする。
(図1)

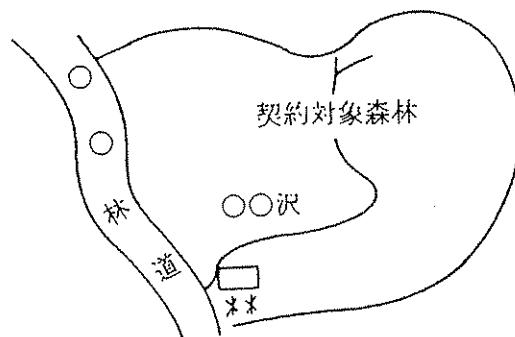


- 2 図1の看板には、次の事項を表示する（図2）
① 分収育林契約に基づく共有樹木である旨
② 契約対象樹木の範囲を示す位置図
③ 契約対象樹木の所有権者の氏名又は名称及びその持分割合
(図2)



- 3 契約対象樹木について、その範囲を明示するため、境界線に沿って生立する林縁木に、ペンキをもって帯状に着色する。
- 4 明認方法としての施設は、図3に示す視認しやすい地点に1基設置する。

(図3)



別紙3（第7条関係）

保 育 計 画

林 小 班	樹 種	樹 齡 (契約時)	面 積	作 業 種	実施標準年
○○林班 ○小班	○○○○○	○ 年	○ ha	作業路の開設 除 つ 間 枝 間 主	昭和○年 ○ ○ ○ ○ ○
○○林班 ○小班					

- 1 保育作業の実施については、現地の実態、樹木の成育状況に即して、実施標準年から2年の範囲内で延期若しくは短縮をし、又は適正な保育をする上で必要最小限の施業の変更を行うことができる。
- 2 主伐作業は、現地の実態、樹木の成育状況等に即して、実施標準年の○年前から着手することができるものとするが、主伐の終了は実施標準年を限度とする。

別添 2

育林費負担額等の算定基準

1 林業利回りの算定式

$$\sum_{i=1}^n ci(1+P)^{n-i} + \sum_{i=1}^n vi(1+P)^{n-i} + E \cdot P \cdot \sum_{i=1}^n (1+P)^{n-i}$$
$$= \sum_{i=h}^n di(1+P)^{n-i} + An \quad \dots \dots \dots \text{①式}$$

ただし、

ci : 植栽費、保育費、保険料、通信連絡費等 ($i = 1, 2, \dots, n$)

vi : 管理費 ($i = 1, 2, \dots, n$)

E : 林地の素地価格

di : 間伐収入 (i は間伐時の樹齢)

An : 主伐収入

P : 求めようとする林業利回り

n : 主伐時の樹齢

h : 間伐開始時の樹齢

(注) ① 毎年の費用、収入等については、評価時現在の時価に換算した価格によるものとし、金額の単位は千円とする。

② 每年の費用及び収入は、当該地方の育林実態を基礎とした施業体系に基づく標準的な功程等を前提とする。

③ 林地の素地価格は次の価格を参考に決める。

(ア) 近傍類似地の取引事例価格

(イ) 固定資産税課税標準価格

(ウ) (財)日本不動産研究所の用材林素地価格

(エ) 相続税課税標準価格

④ 地代を求める際の利率は、求めようとする林業利回りと等しいものとする。

⑤ - 主伐収入は次の算定式による立木の評価額によるものとする。

間伐収入もこれに準じて算定する。

$$An = \sum xV - c$$

$$x = f\left(\frac{A}{1+r} - B\right)$$

ただし、

An : 主伐収入 (主伐の立木価格)

x : 1 m^3 当たりの立木価格

V : 立木材積

c : 施設費

f : 立木の推定利用率

A : 素材等の最寄市場における単位数量当たりの取引価格

ℓ : 伐出事業の投下資本推定回収期間

r : 伐出事業の投下資本の推定月収益率 (0.016を標準とする。)

B : 施設費以外の単位数量当たりの事業費

2 収益分割合（持分割合）

$$X = \frac{X'}{X' + Y' + Z'} \quad \text{②式}$$

$$Y = \frac{Y'}{X' + Y' + Z'} \quad \text{③式}$$

$$Z = \frac{Z'}{X' + Y' + Z'} \quad \text{④式}$$

ただし、

X : 育林地所有者の分割合（持分割合）

Y : 育林者の分割合（持分割合）

Z : 育林費負担者の分割合（持分割合）

$$X' : \text{①式における } E \cdot P \cdot \sum_{i=1}^n (1+P)^{n-i}$$

$$Y' : \text{①式における } \sum_{i=1}^n vi(1+P)^{n-i}$$

$$Z' : \text{①式における } \sum_{i=1}^n ci(1+P)^{n-i}$$

(注) $X' Y' Z'$ を求めるに当たっての P は、1で求めた林業利回りを使用するものとする。

3 育林費負担者が育林者に支払うべき費用の額

$$T_1 = K \cdot \sum_{j=1}^{n-m} \frac{c_j}{(1+s)_j} \quad \text{⑤式}$$

$$s = P' - t - u \quad \text{⑥式}$$

ただし、

T_1 : 育林費負担者が支払うべき費用の額

K : 割増係数 (1.00~1.20の幅を標準とする。)

c_j : 分収育林契約後毎年負担する経費 (j は分収育林契約後の経過年数 $j = 1, 2, \dots, n-m$)

s : 割り引き率

P' : 育林費負担者から受領した金額を銀行等へ預金した場合の利子率

t : 銀行等から得られる利息に対する課税率を利子率に換算したもの

u : 物価変動修正率

n : 主伐時の樹齢

m : 分収育林契約時の樹齢

(注) ① 時価で計算するものとする。

② t の計算は次のようにする。

(例) 1,000万円を年利8%の預金をすると80万円の利息が形成されるが、その利息に20%課税されるとすればその額は16万円である。

$$\text{したがって } t = \frac{16}{1000} = 1.6\%$$

③ u の計算の次のようにする。

(例) 1980年の日銀卸売物価指数826.2 (S 9~11年基点)

1976年の日銀卸売物価指数658.3

$$(1+u)^4 = \frac{826.2}{658.3}$$

$$u = 5.8\%$$

4 育林費負担者及び育林者が育林地所有者（樹木の所有者）に支払うべき樹木の持分対価の額

下記の方法により算定するものとするが、このほかグラーゼル式、期望価式等種々の方法を用いて試算し、比較検討を行って適正な額を算定するものとする。

(1) 育林費負担者が支払うべき樹木の持分対価の額

$$W_1 = \sum_{i=1}^m ci(1+P)^{m-i} \quad \dots \quad ⑦\text{式}$$

ただし、

W_1 : 育林費負担者が支払うべき樹木の持分対価の額

ci : 植栽費、保育費等 ($i = 1, 2, \dots, m$)

P : 1で求めた林業利回り

m : 分収育林契約時の樹齢

(2) 育林者が支払うべき樹木の持分対価の額

$$W_2 = \sum_{i=1}^m vi(1+P)^{m-i} \quad \dots \quad ⑧\text{式}$$

ただし、

W_2 : 育林者が支払うべき樹木の持分対価の額

vi : 管理費 ($i = 1, 2, \dots, m$)

P : 1で求めた林業利回り

m : 分収育林契約時の樹齢